

九州産食品・酒類輸出オンライン商談会(ニューヨーク) 2020

九州貿易振興協議会では、九州・山口産品の輸出拡大が期待される米国・ニューヨークの食品・酒類関係バイヤーとのオンライン商談会を開催します。米国市場への新規参入、販路拡大にご関心をお持ちの九州・山口の事業者の皆様は、ぜひこの機会をご活用ください。

1 オンライン商談会概要

内容	米国（ニューヨーク）を拠点とする食品・酒類関係バイヤーとのオンライン商談会を行うことで、九州・山口産品の販路創出を図ります。 また、商談結果次第では、別途、商品をニューヨークの消費者やシェフ等向けにご紹介させて頂く可能性がございます。
日程 (予定)	11月下旬～12月中旬の期間 ※申込頂いた事業者様とバイヤーをマッチングし、両者のご都合のよい日程・時間帯を調整のうえ、商談の日時を決定します。 ※ニューヨークとの時差（13時間）の都合上、商談の時間帯は午前中または夜間となる可能性がございます。
募集対象	下の①～②の条件を満たす九州・山口の事業者 ① 九州・山口県内に事業所を有する食品・酒類関連事業者であること ② 米国の輸入規制や手続きへの対応が可能であること
対象商品	九州・山口産の食品、飲料、酒類
商談相手	現地の日本産食品・酒類の輸入業者、小売業者、飲食店関係者等のバイヤー
申込方法	「九州産食品・酒類輸出オンライン商談会(ニューヨーク) 2020 輸出商品紹介シート」(別掲)を、エクセルファイルの様式により、商品ごとに日本語・英語で作成し、次頁のお申し込み担当者宛てに提出してください。
申込期限	令和2年9月30日(水)まで
主催	九州貿易振興協議会（構成員：九州・山口8県及び福岡、北九州、熊本の3政令市）

2 諸連絡

(1) 商談用オンライン環境について

商談相手の指定するオンライン会議ツールをご使用頂きます。使用するツールについては、追ってご連絡します。

(2) 試食用サンプルについて

当協議会が指定する場所まで、試食用サンプル食材（10名分程度）をお送り頂き、当協議会にて一括で現地に輸送します。管理方法、提供方法等については、別途、調整の機会を頂きます。
なお、輸出の際に必要な手続きについては、参加者の責任においてご対応をお願いします。

(3) 通訳について

商談の際の通訳は、米国側に配置します。

3 費用負担

商談会における費用負担は、以下のとおりです。

◆主催者（九州貿易振興協議会）負担

商談会を開催する経費（商談会準備・運営費、バイヤー調整費、商談通訳手配費、米国への試食用サンプル食材輸送費等）

◆参加者各自負担

商談会に係る通信費、通信環境整備に係る費用、使用する試食用サンプル食材費、試食用サンプル食材輸送費（事業者様拠点から当協議会指定場所まで）、その他上記「主催者（九州貿易振興協議会）負担」に定める以外の経費

4 商談会までの流れ

①お申込み

- ・期限までに「商談会参加申込書」、「商品提案書」を下記のお申し込み担当者までご提出ください。

②事前調整

- ・提出された申込書類に基づき、バイヤーとのマッチング、商談日時の調整を行います。
- ・マッチングが成立した申し込み事業者様につきましては、商談までに試食用サンプル食材の保管方法、商談時の提供方法、商談時のプレゼンテーション内容の概要等について、通訳者を交えた打ち合わせを行って頂きます。

③試食用サンプル食材の輸送

- ・当協議会が指定する場所まで、試食用サンプル食材の輸送をお願いします。
- ・輸送頂いた試食用サンプル食材につきまして、当協議会にて一括で現地に輸送します。

④商談当日

- ・決定した商談日時になりましたら、バイヤー側の指定したオンライン商談ツールを用いて、バイヤーとの商談に臨んで頂きます。

5 留意事項

- ・米国に輸出できない商品を出品される場合、商談会へのご参加はできません。ご了承ください。
- ・お申し込み内容に虚偽があった場合は、申し込みを無効にすると同時に、本商談会へのご参加をお断りします。
- ・お申し込み内容について変更がある場合は、書面にてご通知ください。なお、申込期限を過ぎてから内容を変更される場合、当協議会は変更に応じられない場合がございます。
- ・商談会への参加希望者が多数となった場合には、バイヤーの希望を踏まえた上で、参加者の調整を行うことがあります。
- ・参加者の調整や商談の結果・理由等に係るお問い合わせには一切お答えできません。
- ・申込用書類の内容につきましては、本商談会の事前調整、バイヤーへの情報提供等、本商談会運営に係る業務以外の目的での利用は致しません。

※免責事項

- ・天災、交通機関の乱れ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の状況、現地の政情その他当協議会の責任に帰することのできない事由により関連事業の一部、または全部を中止せざるを得ない場合は、当協議会は参加申し込み受領後であっても、スケジュールの一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、参加事業者が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、当協議会はその責任を負いません。
- ・商談会における実際の商談・取引は、参加企業の判断と責任で行っていただきます。万一参加事業者が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、当協議会はその責任を負いません。

【お申し込み・お問い合わせ】

熊本県 商工観光労働部 観光物産課
海外ビジネス展開班 相川

Tel : 096-333-2395 (直通) / Fax : 096-385-8555

e-mail : aikawa-h-d@pref.kumamoto.lg.jp